

「こどもまんなか事業に係るライフデザイン啓発事業」業務委託プロポーザル実施要領

大学生や企業の若手社員等の若年層をターゲットとし、若年層が正しい知識に基づき、働き方、結婚、出産、子育て等、性別に関わらず将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、ワークライフバランスの実現のため、若者が将来のライフデザインを希望を持って描くことができる環境づくりを目的とする。

については、本事業の業務委託について、プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うため、企画提案書の募集を行う。

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度「こどもまんなか事業に係るライフデザイン啓発事業」業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 予算上限額 金6,569,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2. 応募資格

当プロポーザルに応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (6) 国税及び県税について未納のない者。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者。

3. 全体スケジュール

| 項目 | 期日・期限 |
|------------------|-------------------|
| 公募開始（公告） | 令和6年4月15日（月） |
| 質問受付期限 | 令和6年4月30日（火）17時必着 |
| 質問回答期日 | 令和6年5月9日（木）まで随時 |
| プロポーザル参加表明書 提出期限 | 令和6年5月10日（金）17時必着 |

| | |
|-----------|-------------------|
| 提案書等の提出期限 | 令和6年5月16日（木）17時必着 |
| 選定委員会 | 令和6年5月下旬（予定） |
| 委託業者決定通知 | 選定委員会の翌日以降 |

4. 応募手続

(1) プロポーザル質問及び回答

プロポーザルに関する質問がある場合は、次の方法より提出すること。

ア 質問方法 質問票（様式2）を提出する方法より質問すること。

イ 提出期限 令和6年4月30日（火）17時（必着）

ウ 提出場所 13. 参照

エ 提出方法 電子メール、郵送又は持参のいずれか。

電子メールまたは郵送提出の場合は、提出後、電話（073-441-2492）で提出したことを報告すること。

オ 回答方法 令和6年5月9日（木）までに和歌山県こども未来課ホームページに掲載する。なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

(2) プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに応募する場合は、プロポーザル参加表明書を提出すること。

参加表明書を提出しない者は当該プロポーザルに参加できない。

ア 提出書類 プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 提出期限 令和6年5月10日（金）17時（必着）

ウ 提出場所 13. 参照

エ 提出方法 電子メール、郵送又は持参のいずれか。

電子メールまたは郵送提出の場合は、提出後、電話（073-441-2492）で提出したことを報告すること。

オ その他 参加表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式8）を記入の上、13. を参照し提出すること。

(3) 企画提案書類等の提出

ア 提出書類

応募申請者は、次に掲げる書類を提出すること。提出された書類は、理由の如何を問わず

返却は行わない。県が必要と認める場合は追加資料を求める場合がある。

なお、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・手配）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより次の⑥～⑫の提出書類を当該書類に代えることができる。

- ① 企画提案申請書（様式3）・・・1部
- ② 企画提案書（様式4）・・・正本1部 副本5部

提案書に以下の内容を必ず記載すること。

(a) 実施体制

- ・業務実施を行う上での人員配置（責任者及び進行管理者を明記）
- ・本事業に類する事業の実施実績等

(b) 業務内容

- ・基本方針と目標
- ・仕様書（案）で示す各業務に対する具体的な実施内容
（スケジュールも含めて明記すること）

I. WEBサイトの企画業務

- ・掲載内容のコンセプト及び構成
- ・トップページのデザイン案
- ・アクセス数増加のための具体的な手法
- ・サーバー構成及び保守管理体制
- ・次年度以降の年間管理運営費の概算（今年度の見積額に含めない）

II. WEBサイト掲載用動画の企画・作成業務

- ・動画のコンセプト及び制作方針
- ・若手社員向けと生徒学生（高校生年代程度）向け動画の各絵コンテ

III. WEBサイト広報チラシの作成業務

- ・デザイン案

IV. ライフデザインセミナーの企画運営・開催業務

- ・イベント業務の運用体制
- ・企画案の例示
- ・集客のための具体的な手法
- ・再委託の内容、再委託先選定方法、予定金額などを含めた外部委託方針

(業務の一部について再委託を予定している場合のみ)

- ③ 見積書(任意様式。次の事項に留意すること)・・・正本1部 副本5部
 - ・見積の一式計上は認めない。詳細な費用明細を提出すること。
 - ・見積額には消費税及び地方消費税を含めること。
 - ・あて先は「和歌山県知事」とすること。
 - ・見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。
- ④ 応募資格に反しない旨の宣誓書(様式5 要押印)・・・1部
- ⑤ 提案者の概要が分かる書類(任意様式 会社パンフレット等も可)・・・1部
- ⑥ 団体の概要に関する調書(様式6)・・・1部
- ⑦ 役員等に関する調書(様式7)・・・1部
- ⑧ 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類(直近1年分)・・・1部
- ⑨ 団体の事業計画書及び収支予算書・・・1部
- ⑩ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類・・・1部
- ⑪ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明(3ヶ月以内のもの)・・・1部
- ⑫ 都道府県税について未納がない旨の証明書(3ヶ月以内のもの)・・・1部

イ 提出期限 令和6年5月16日(木)(17時必着)

ウ 提出場所 13. 参照

エ 提出方法 郵送又は持参

郵送提出の場合は、提出後、電話(073-441-2492)で受領確認をすること。

(4) 提出にあたっての留意事項

ア 受付時間は平日9時から17時45分(最終日は17時)までとする。

イ 提出にかかる経費は応募者負担とする。

ウ 見積書作成にあたっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。提案金額は、委託期間中の本業務にかかる費用の見込額とする。

9. 委託候補者の選定方法

(1) 選定方法

事業者の選定は、「和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定

委員会」(以下、「選定委員会」という。)の委員による審査により行う。

なお、選定委員会は評価項目に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日 令和6年5月下旬のうち1日間(予定)

イ 開催場所 県庁内会議室を予定(プロポーザル参加者に別途連絡)

※プレゼンテーションの順番については、原則、プロポーザル提案書の受付順とする。

ウ 開催時間 プロポーザル参加者に別途連絡

エ プレゼンテーションの所要時間 1提案者あたり20分以内

オ 注意事項

- ① パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。企画提案書等書類の受付期間内に提出した資料(受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可)のみでプレゼンテーションを実施すること。
- ② プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。
- ③ 指定時間に10分以上遅れた場合は、審査対象としない。
- ④ 指定時間に遅刻(10分未満)した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めない。

(3) 審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、審査項目及び審査事項(予定)の項目(別紙1)に基づき数値で評価し、契約候補者を決定する。なお、選定委員会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補者の決定

ア 各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を契約候補者と選定する。

イ 最高評価点の者が複数となった場合は、提案金額の安価な提案者を契約候補者とする。

ウ 提案者が1者の場合は、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を契約候補者とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会の翌日以降にプロポーザル参加者に文書にて通知するとともに、以下の項目を和歌山県こども未来課ホームページにて公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の者の評価点(提案者は公表しない)

10. 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 公募要領に違反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 1. (3) の予算上限額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うこととする。

(4) 言語及び通貨

提出書類、プレゼンテーションにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11. 委託契約について

(1) 契約の締結

選定した契約候補者と県は、企画提案の内容をもとに協議のうえ、委託業務の仕様の内容を確定し、契約を締結する。協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、評価点が次点の者と協議する。

また、企画提案の内容については、委託候補の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがある。

(2) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- ア 提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合
- イ 業務遂行の意思が認められない場合
- ウ 業務遂行能力がないと認められる場合
- エ その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

12. その他留意事項

- (1) 参加者は、企画提案申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとす。
- (2) プロポーザル参加者が本プロポーザルに要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (3) 納入する成果品の著作権の全て（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- (4) 情報の管理について、本業務（再委託をした場合を含む。）に関わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。事業完了後においても同様とすること。
- (5) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

13. 各関係書類の提出場所

和歌山県こども未来課（担当：松尾、坂田）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

（本館1階）

電話：073-441-2492

メール：e1103002@pref.wakayama.lg.jp